

適用変更情報

農林水産省登録
第14217号

除草剤
カソロン粒剤 6.7
DBN 粒剤

平成 24 年 6 月 27 日付けで以下の作物の使用基準が変更になりました。

<変更内容>

- 作物名「みかん」「かき」「ぶどう」及び「牧草」を削除。
- 作物名「水田作物、畑作物(休耕田)」の適用雑草名を「水田一年生雑草、マツバイ」とする。

【削除】

作物名	適用場所	適用雑草名	使用時期	適用土壌	使用量	本剤の使用回数	使用方法	DBNを含む農薬の総使用回数
みかん	—	ギンギシ、ヨモギ、タンポポ、ヤブガラシ等の多年生広葉雑草	春期の雑草発生始期～生育期	火山灰土壌を除く全土壌	8～10 kg/10a	1回	雑草の株元又は成長点に所要量を局所処理する。	1回
かき		一年生雑草	春期の雑草発生始期		6～9 kg/10a		散布	
ぶどう	ギンギシ、ヨモギ、タンポポ、ヤブガラシ等の多年生広葉雑草	春期の雑草発生始期～生育期	全土壌	8～10 kg/10a	雑草の株元又は成長点に所要量を局所処理する。			
	一年生雑草及び多年生広葉雑草(まめ科を除く)スギナ	秋冬期の雑草発生前～発生始期		5～6 kg/10a	全面土壌散布			
牧草	牧野草地	ギンギシ、ヨモギ、ヤブガラシ	雑草の出芽展葉期	全土壌	1～2 g/株		雑草の株元又は成長点に所要量を局所処理する。	

【変更後】

作物名	適用場所	適用雑草名	使用時期	適用土壌	使用量	本剤の使用回数	使用方法	DBNを含む農薬の総使用回数
りんご	—	一年生雑草	春期の雑草発生始期	全土壌	8～12 kg/10a	1回	散布	1回
		ギシギシ、ヨモギ、タンポポ、ヤブガラシ等の多年生広葉雑草	春期の雑草発生始期～生育期		8～10 kg/10a		雑草の株元又は成長点に所要量を局所処理する。	
		一年生雑草及び多年生広葉雑草(まめ科を除く)スギナ	秋冬期の雑草発生前～発生始期		5～6 kg/10a		全面土壌散布	
なしもも	—	ギシギシ、ヨモギ、タンポポ、ヤブガラシ等の多年生広葉雑草	春期の雑草発生始期～生育期	全土壌	8～10 kg/10a	1回	雑草の株元又は成長点に所要量を局所処理する。	1回
桑	—	一年生雑草	雑草発生前～発生始期(春又は夏切直後)	砂土、赤黄色土壌を除く全土壌	6～8 kg/10a	1回	散布	1回
水田作物、畑作物(休耕田)	休耕田	水田一年生雑草、マツバイ	4～7月の雑草発生前～発生始期	全土壌	4～6 kg/10a	1回	全面土壌均一散布又は土壌混和处理	1回
水田作物(水田畦畔)	水田畦畔	一年生雑草及び多年生広葉雑草(まめ科を除く)スギナ	秋冬期～春期の雑草発生前～発生始期				全面土壌散布	
樹木等	公園 庭園 堤とう 駐車場 道路 運動場 宅地 のり面 鉄道 等	一年生雑草	雑草発生前～発生始期	—	6～9 kg/10a	3回以内	植栽地を除く樹木等の周辺地に全面土壌散布	3回以内
		多年生広葉雑草スギナ			10～15 kg/10a			

使用上の注意事項などについては、製品ラベルを参照のこと。